

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）  
DC（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 2023年度、税制改正大綱について（閣議決定）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

政府は2022年12月23日、「令和5年度税制改正の大綱」（※1）を閣議決定しましたので、ご案内いたします。

企業年金、および退職所得に関する事項については、16日に決定された与党税制改正大綱（※2）と同様に、特別法人税の課税停止措置の適用期限の延長について、記載されております。

※1 「令和5年度税制改正の大綱」（以下の財務省HPご参照）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)

※2 メルマガ 2022.12.19 2023年度、与党税制改正大綱について

[https://www.sa.nissay.co.jp/\\_media/info2022/magazine/n348\\_nenkin\\_magazine\\_20221219.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2022/magazine/n348_nenkin_magazine_20221219.pdf)

【令和5年度税制改正の大綱】 47ページより一部抜粋

I 令和5年度税制改正

三 法人課税 > 4 その他の租税特別措置等 > （国税） > [延長]

（3）退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

政府は、2023年1月にも召集される次期通常国会に、大綱内容を盛り込んだ関連法案を提出する予定とされています。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL :03-5533-5572

E-mail:kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202212-170-0410-D